

920MHz帯RFID 無線局申請ガイドライン

(一社)日本自動認識システム協会
令和元年12月

本資料の内容は特に表記なき場合、2019年12月2日現在とする。

1. 免許申請を怠った場合	3
2. パッシブタイプRFID 無線局種別	4
3. 920MHz帯RFID無線局の選定目安(参考)	5
4. 920MHz帯RFID無線局の種類と申請	6
5. 申請フローと必要書類	
▪ 免許局	7
▪ 登録局	8
6. 構内無線局から陸上移動局への変更	
▪ 免許局	9
▪ 登録局	10
7. 各地の総合通信局の管轄地域と書類送付先	11
8. 書類記載例と注意事項	
▪ 記載例の前提	12
▪ 免許局	13
▪ 登録局	29
9. 無線従事者制度、主任無線従事者制度	41
10. その他注意事項	42
Q&A	43
参考資料	44

免許を受けないで電波を発射すると、電波法第4条違反となり「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に処せられる場合があります。また、携帯電話などの電気通信事業、警察、消防、放送など公共性の高い無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した場合は「5年以下の懲役または250万円以下の罰金」と非常に重い罪に問われることがあります。

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/K/FAQ.htm>

北海道総合通信局 電波利用環境FAQ(よくある質問)

ISO/IEC 18000シリーズ	周波数	日本の電波法関連規則
18000-2	135kHz未満	・誘導式通信設備
18000-3	13.56MHz	・誘導式読み書き通信設備
18000-4	2.45GHz	・構内無線局(要申請) ・特定小電力無線局(申請不要)
18000-6	860～960MHz (日本では916.7～923.5MHz)	・構内無線局(要申請)※1 ・陸上移動局(要申請)※1 ・特定小電力無線局(申請不要)

日本では、950MHz帯のRFID無線局は2018年3月31日をもって使用できなくなりました。
使用すると電波法違反となります。

※1：申請方法は後述します。

無線局	陸上移動局		構内無線局		特定小電力無線局
免許制度	免許	登録	免許	登録	なし
ユーザー申請	必要	必要	必要	必要	不要
ユーザー資格	必要※2	不要	不要	不要	不要
長距離読取	○	○	○	○	△
大量一括読取	○	△	○	△	×
リアルタイム性 高速読取	○	△	○	△	△
複数の機器を 1局として申請	×	×	○※3	○※3	申請不要
機器レンタル	×	○(要届出)	×	○(要届出)	○

使用場所については次項をご参照ください。

※2：第三級陸上特殊無線技士以上の資格を有した人を
主任無線従事者もしくは無線従事者として選任する必要があります。

※3：[P. 19のシステム構成図](#)を参照してください。

○：適正 △：要確認
×：使用不可(不適)

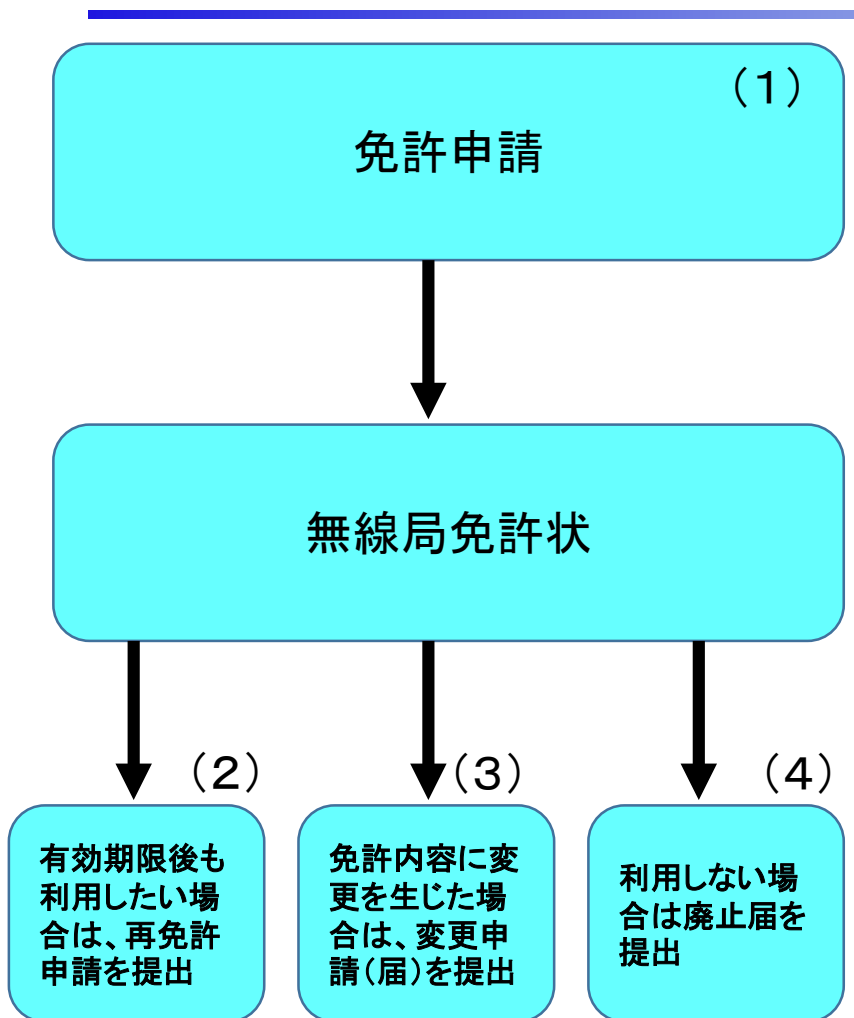
無線局	陸上移動局		構内無線局		特定小電力無線局
免許制度	免許	登録	免許	登録	なし
LBT※4	なし	あり	なし	あり	あり
最大出力	1W以下				250mW以下
認証	技術基準適合証明 又は 工事設計認証				
開設時 申請	利用前に 免許申請 →許可されて から利用	事前に登録申請 →登録されてか ら利用後15日以 内に開設届提出	利用前に 免許申請 →許可されて から利用	事前に登録申請 →登録されてか ら利用後15日以 内に開設届提出	不要
移動時 申請	不要※5	不要※5	移動後 速やかに	移動後 速やかに	不要
使用場所	陸上：公道も可 海上：不可 上空：不可		陸上：構内(住所があるところ)のみ可 海上：不可 上空：不可		制限なし
使用時の 届出	無線従事者 選任届※2	不要			
有効期限	4年をこえて5年以内の5月31日		期限を指定しなければ5年間		特になし

※4：LBTはListen Before Talkの略でキャリアセンスとも呼ばれ、リーダーが電波を出す前に、その周波数帯（チャンネル）を他のリーダーが使っていないかを確認してから電波を出す方式

※5：免許人・登録人が引っ越し等で常置場所からいなくなった場合は変更申請（届）もしくは廃止届してください

5. 申請フローと必要書類（免許局）

[目次へ](#)



電子申請については下記URLをご覧ください
<https://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>

電波利用料については下記URLをご覧ください
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/sum/money.htm>

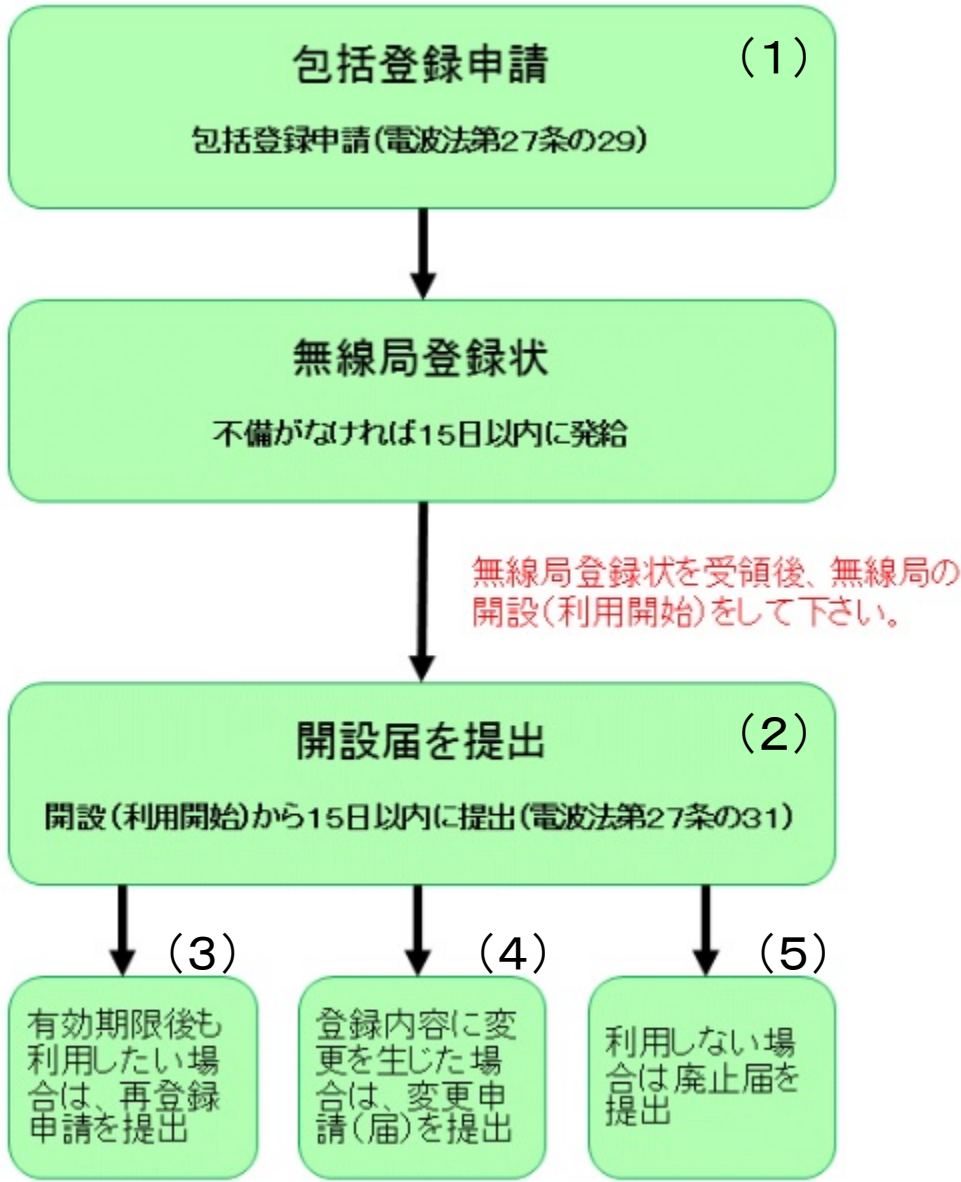
有効期間満了6～3ヶ月前（電子申請の場合は1ヶ月前）までに提出が必要（通知なし）

	費用	必要書類※6	申請場所
(1)	3,550円 (電子申請 2,550円)	・免許申請書① ・事項書及び工事設計書② ・【陸のみ】無線従者選任届③ ・免許状返信用封筒④ ・(システム構成図⑤) ・(委任状⑥)	常置場所の 地域を管轄し ている総合通 信局
書類ダウンロード先 http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/konai/index2.html 費用は見直しが入り、変更する可能性がありますので、 都度ご確認ください。（電波利用料は少なくとも3年ごと）			
	電波利用 料(年間) 400円／1局	請求書	請求書記載 の方法で支払
(2)	1,950円 (電子申請 1,500円)	・再免許申請書⑨ ・免許状返信用封筒④ ・(委任状⑥)	免許状に記載 されている総 合通信局
(3)	不要	・無線局変更申請(届)書⑦ ・変更時事項書及び工事設計書⑧ ・免許状返信用封筒④ ・(システム構成図⑤) ・(委任状⑥) ◎陸上移動局：一時的な移動の 場合は不要(常置場所が変更の 場合は、必要)	免許状に記載 されている総 合通信局
(4)	不要	・免許局廃止届⑩ ・(委任状⑥)	免許状に記載 されている総 合通信局

※6：括弧書きの書類は必要に応じて準備する

5. 申請フローと必要書類（登録局）

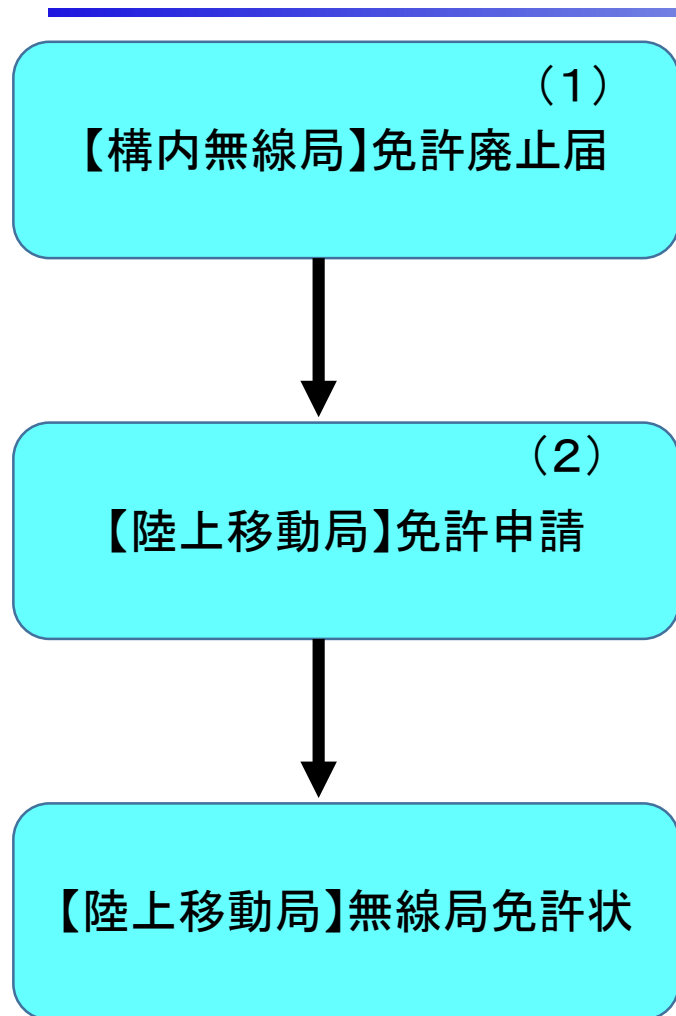
[目次へ](#)



有効期間満了3～1ヶ月前までに提出が必要（通知なし）

	費用	必要書類※6	申請場所
(1)	2,900円 (電子申請 2,150円)	・包括登録申請書⑪ ・登録状返信用封筒④ ・(委任状⑥)	本社がある地域を管轄している総合通信局
書類ダウンロード先 http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/konai/youshiki.html 費用は見直しが入り、変更する可能性がありますので、都度ご確認ください。(電波利用料は少なくとも3年ごと)			
(2)	不要	・開設届⑫ ・(システム構成図⑤) ・(委任状⑥)	常置場所の地域を管轄している総合通信局
	電波利用料(年間) 400円／1局	請求書	請求書記載の方法で支払
(3)	1,850円 (電子申請 1,400円)	・包括再登録申請書⑭ ・登録状返信用封筒④ ・(委任状⑥)	登録状に記載されている総合通信局
(4)	不要	・開設局変更届⑬ ・(システム構成図⑤) ・(委任状⑥) ◎陸上移動局:機器の移動の場合は不要	変更前の常置場所の地域を管轄している総合通信局
(5)	不要	・包括登録廃止届⑮ ・(委任状⑥)	全局:登録状に記載されている総合通信局 各局:常置場所の地域を管轄している総合通信局

※6: 括弧書きの書類は必要に応じて準備する



	費用	必要書類※6	申請場所
(1)	不要	・【構】免許局廃止届⑩	免許状に記載されている総合通信局
書類ダウンロード先 http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/konai/index2.html 費用は見直しが入り、変更する可能性がありますので、都度ご確認ください。（電波利用料は少なくとも3年ごと）			
(2)	3,550円 （電子申請 2,550円）	・【陸】免許申請書① ・【陸】事項書及び工事設計書② ・【陸】無線従者選任届③ ・【陸】免許状返信用封筒④ ・（委任状⑥）	常置場所の地域を管轄している総合通信局
	電波利用料（年間） 400円／1局	請求書	請求書記載の方法で支払

※6：括弧書きの書類は必要に応じて準備する

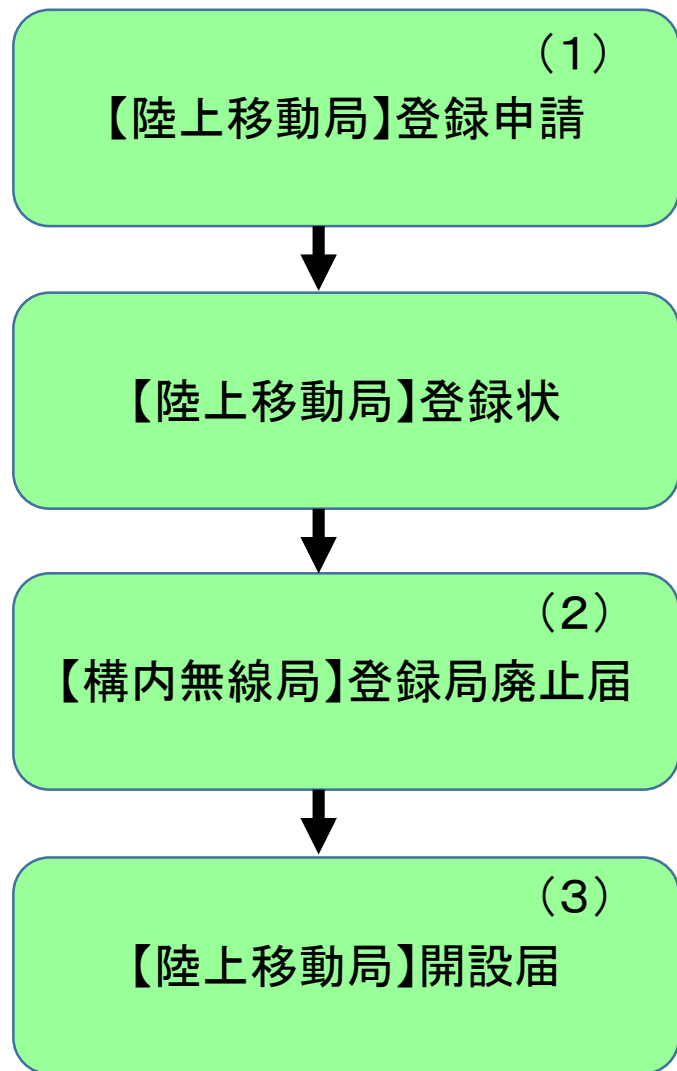
免許の空白期間をなくすため、各総合通信局によって方法が異なる可能性があり、都度、相談してください。

（注）陸上移動局は複数の機器を1局として申請できません。

[P. 19のシステム構成図](#)を参照してください。

6. 構内無線局から陸上移動局への変更（登録局）

[目次へ](#)



	費用	必要書類※6	申請場所
(1)	2,900円 (電子申請 2,150円)	・【陸】包括登録申請書⑪ ・登録状返信用封筒④ ・(委任状⑥)	本社がある地域を管轄している総合通信局
書類ダウンロード先 http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/konai/youshiki.html 費用は見直しが入り、変更する可能性がありますので、都度ご確認ください。(電波利用料は少なくとも3年ごと)			
(2)	不要	●全局変更の場合 ・【構】包括登録廃止届⑮ ・(委任状⑥)	本社がある地域を管轄している総合通信局
		●各局変更の場合 ・【構】包括登録廃止届⑮ ・(委任状⑥)	常置場所の地域を管轄している総合通信局
(3)	不要	・【陸】開設届⑫ ・(委任状⑥)	常置場所の地域を管轄している総合通信局
	電波利用料(年間) 400円／1局	請求書	請求書記載の方法で支払

※6: 括弧書きの書類は必要に応じて準備する

登録の空白期間をなくすため、各総合通信局によって方法が異なる可能性があり、都度、相談してください。

(注) 陸上移動局は複数の機器を1局として申請できません。

[P. 19のシステム構成図](#)を参照してください。

7. 各地の総合通信局の管轄地域と書類送付先

[目次へ](#)


管轄する地方の総合通信局	管轄地域	所在地および書類送付先
北海道総合通信局	北海道	〒060-8795 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 無線通信部 陸上課 電話：011-709-2311
東北総合通信局	青森、岩手、 宮城、秋田、 山形、福島	〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 無線通信部 陸上課 電話：022-221-0669
関東総合通信局	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、山梨	〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 無線通信部 陸上第三課 電話：03-6238-1785
信越総合通信局	新潟、長野	〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 無線通信部 陸上課 電話：026-234-9988
北陸総合通信局	富山、石川、福井	〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 無線通信部 陸上課 電話：076-233-4481
東海総合通信局	岐阜、静岡、 愛知、三重	〒461-8795 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 無線通信部 陸上課 電話：052-971-9623
近畿総合通信局	滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山	〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 無線通信部 陸上第三課 電話：06-6942-8562
中国総合通信局	鳥取、島根、岡山、 広島、山口	〒730-8795 広島県広島市中区東白島町19-36 無線通信部 陸上課 電話：082-222-3364
四国総合通信局	徳島、香川、 愛媛、高知	〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2-14-4 無線通信部 陸上課 電話：089-936-5066
九州総合通信局	福岡、佐賀、大分、 長崎、熊本、宮崎、 鹿児島	〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2-10-1 無線通信部 陸上課 電話：096-326-7865
沖縄総合通信事務所	沖縄	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋 B街区 5階 無線通信課 電話：098-865-2306

前提として記載例は下記とする。

- (一)申請者（代表取締役になる。必ず登記されている本社（本店）住所で記入すること。）
氏名又は名称：日本自動認識システム株式会社
代用者氏名：代表取締役社長 ジャイサ 太郎
〒：101-0032
住所：東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
電話番号：03-5825-6651
- (二)代理人（委任状にて代理人の押印で申請可能となる。別法人の場合は代理人を代表取締役とすること。）
※必須ではない
氏名又は名称：日本自動認識システム株式会社 研究開発センター
氏名：センター長 ジャイサ 次郎
〒：220-0002
住所：神奈川県横浜市西区南軽井沢△丁目△番△号
電話番号：■■■■-■■■■-■■■■
- (三)電波利用料納入告知書類送付先が本社と異なる場合を想定
（上記書類送付先が本社住所のみで担当部署まで届く場合は不要）
部署名：研究開発センター 第1グループ
〒：540-0033
住所：大阪府大阪市中央区石町◇丁目◇番◇号
- (四)申請の内容に関する連絡先（書類に不備等があった場合の連絡先）
所属：日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ
氏名：ジャイサ 四郎
〒：467-0803
住所：愛知県名古屋市瑞穂区中山町☆丁目☆番☆号
電話番号：□□□-□□□-□□□□
電子メールアドレス：s-jaisa@jaisa.co.jp
- (五)無線局の常置場所
福岡県福岡市南区五十川◎丁目◎番◎号
- (六)変更後の常置場所
北海道札幌市中央区南一条西▽丁目▽番▽号

- [免許申請書①](#)
- [事項書及び工事設計書②](#)
- [無線従者選任届③](#)
- [免許状等返信用封筒④](#)
- [（システム構成図）⑤](#)
- [（委任状）⑥](#) [社内の場合、別法人の場合](#)
- [無線局変更申請（届）書⑦](#)
- [変更時事項書及び工事設計書⑧](#)
- [再免許申請書⑨](#)
- [免許局廃止届⑩](#)

8. 書類記載例と注意事項

免許申請書①_1

複数局をまとめて記載することができます。

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

常置場所の地域を管轄している総合通信局へ送る。

九州総合通信局長 殿



捨印(必要であれば)

提出日もしくは投函日を記入

令和元年6月10日

収入印紙貼付欄



申請手数料は1W以下1局3,550円分の収入印紙が必要です。印紙には割印をしないでください。

ここにチェック



- ☒電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- ☐無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- ☐無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

記

1 申請者

住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒(101-0032) 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサタロウ 日本自動認識システム株式会社 代表取締役社長 ジャイサ 太郎 (印)

(一) 申請者について記載

代表取締役印

※委任状にて代理人の印で申請する場合は不要。

住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒(220-0002) 神奈川県横浜市西区南軽井沢△丁目△番△号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンター センターチョウ ジャイサジロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター センター長 ジャイサ 次郎 (印)

代理人が提出する場合のみ(二)代理人について記載&押印。

委任状が必要。申請者の印で申請する場合は代理人不要。

8. 書類記載例と注意事項

ここにチェック

2 電波法第5条に規定する欠格事由

☐有 ☒無

3 免許又は再免許に関する事項

① 無線局の種類及び局数	構内無線局または陸上移動局	1局
② 識別信号		
③ 免許の番号		
④ 免許の年月日		
⑤ 希望する免許の有効期間	令和 4年 6月 30日	
⑥ 備考		

構内無線局か
陸上移動局の
どちらで申請
するかを記入
し、申請する局
数を記載する。

有効期間を
5年以下に希
望する場合は
年月日を記入

該当する方に
チェック。
「有」の場合、希
望する期間を
チェック。

(三)納入告知
書類送付先
について記載

個人宛に送付
できないため、
個人名は記載
しない

(四)連絡先
について記載

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の申出の有無

☒有または☒無

電波利用料の前納に係る期間

☒無線局の免許の有効期間まで前納します(電波
法第13条第2項に規定する無線局を除く。)
☒その他(3 年)

前納申出が無の場合は毎年
電波利用料の納入が必要

② 電波利用料納入告知書送付先(法人の場合に限る。)

☐1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒(540-0033) 大阪府大阪市中央区石町◇丁目◇番◇号
部署名	フリガナケンキュウカイハツセンター ダイイチグループ 研究開発センター 第1グループ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンターダイニグループ ジャイサシロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ ジャイサ 四郎
電話番号	□□□-□□□-□□□□
電子メールアドレス	s-jaisa@jaisa.co.jp

免許申請書①_2

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一)申請者

送付先が本社宛で届く場合
はここにチェック

(二)代理人

(三)納入告知書類送付先

(四)連絡先

(五)無線局の常置場所

(六)変更後の常置場所

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

8. 書類記載例と注意事項

事項書及び工事設計書②

1局1枚ずつ記載が必要です。
(例:3局なら3枚必要)

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

1枚目

無線局事項書及び工事設計書

1 免許 ☒ 開設 ☐ 変更 ☐ 再免許 (局分)

2 申請 ☒ 開設 ☐ 変更 ☐ 再免許

3 無線局の種類コード 「LO」または「ML」

4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由 【例】資産管理に利用するため

5 法人 ☒ 法人 ☐ 団体 ☐ 個人

ここにチェック

6 住所 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号

電話番号 (03) 5825-6651

フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ジャイサ 太郎

7 氏名又は名称及び代表者氏名 日本自動認識システム株式会社 ジャイサ 太郎

8 希望する運用許可時間

9 工事落成の予定期日

10 運用開始の予定期日

11 無線設備の設置場所又は常置場所

区分 住所 福岡県福岡市南区五十川◎丁目◎番◎号

船舶名 フリガナ

主たる停泊港又は定置場

12 移動範囲

13 無線局の目的コード GEN

14 通信事項コード GEN

15 通信の相手方 免許人所属の無線設備

16 識別信号

17 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力 【例】G1D NON 916.8 918.0 919.2 920.4 MHz 1W

無線工事設計書(決定合格機器又は適合)

18 送信機

ATIS番号

個体識別コード

検定番号

適合表示無線設備の番号

製造番号

19 空中線

空中線型式等

高さ(m)

利得(dBi)

20 附属装置

ここにチェック

21 その他の工事設計

22 備考



構内無線局は「LO」
陸上移動局は「ML」

(一) 申請者
について記載

(五) 無線局の
常置場所
について記載

構内無線局は「Y」
陸上移動局は「N」

この表記通り記入

使用する機器の
設計認証書または
技術基準適合証明
書を参考に記入

この表記通り記入

8. 書類記載例と注意事項

無線従事者選任届③

複数局をまとめて記載することができる

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

陸上移動局の免許局のみ必要。
主任無線従事者及び無線従事者の選(解)任の都度、選(解)任後における主任無線従事者及び無線従事者全員について記載して提出すること。

常置場所の地域を管轄している総合通信局へ送る。

九州総合通信局長 殿

主任無線従事者
無線従事者
選(解)任届

電波法施行規則第34条の4関係(特例様式)

※整理番号

届出者(注1)

郵便番号 101-0032
住所 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
(電話番号) 03-5825-6651
氏名 日本自動認識システム株式会社
代表取締役社長 ジャイサ 太郎

代理人

郵便番号 220-0002
住所 神奈川県横浜市西区南横井沢△丁目△番△号
(電話番号) ■■■-■■■-■■■
氏名 日本自動認識システム株式会社
研究開発センター
センター長 ジャイサ 次郎

主任無線従事者
無線従事者
次のとおり
を選(解)任したので、電波法
第39条
第51条
の規定により届けます。

単独で提出する場合は必要。
免許申請時に同封する場合は不要。

無線局の種類等	無線局の種類	呼出符号等	免許の番号	無線設備の設置場所
陸上移動局			九移第●●●●号	福岡県福岡市南区五十川△丁目○番○号

令和元年6月10日現在

主任(注2)	(ふりがな)氏名	資格(注3) 免許証番号(注4)	選任年月日	住所(注5)
主任	ジャイサ 五郎	1陸 ABSF00001	令和元年6月1日	東京都港区赤坂●-●-●
	ジャイサ 六郎	陸特3 ABSO00001	令和元年6月1日	

電波法で定める主任無線従事者である場合に限り、「主任」と記載する。

免許証コピーの提出は要しない。

資格は:の右側の略称で記載可能。
第一級陸上無線技術士:1陸
第二級陸上無線技術士:2陸
第一級陸上特殊無線技士:陸特1
第二級陸上特殊無線技士:陸特2
第三級陸上特殊無線技士:陸特3

(一) 申請者について記載
氏名については、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、代表者の印を押すこと。

代理人が提出する場合のみ
(二) 代理人について記載 & 押印。
委任状が必要。申請者の印で申請する場合は代理人不要。

(人事で)変更が生じた日等

主任無線従事者に限り住所を記載。
(勤務地ではなく、本人の住所)

免許状等返信用封筒④

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

A4サイズが入る封筒例
 ・角形2号(240×332mm)
 ・角形20号(229×324mm)
 ・角形A4号(228×312mm)

返信用封筒分の切手を貼付
 ※左例では基本120円だが、重量によって+αの可能性あり

〒467-0803
 愛知県名古屋市瑞穂区中山町☆丁目☆番☆号
 日本自動認識システム株式会社
 研究開発センター 第2グループ
 ジャイサ 四郎

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(四) 連絡先
 について記載

[\(免許局必要書類一覧へ\)](#)

8. 書類記載例と注意事項

(システム構成図⑤)

構内無線局のみ可。1局1装置の場合は不要。
陸上移動局は不可。

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

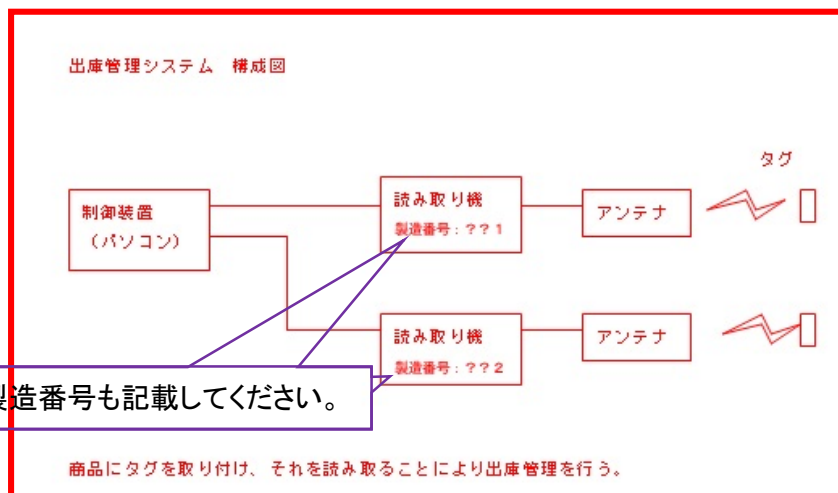
(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)



上記は制御パソコンに2台の読み取り機が接続されているので、2装置で1局を構成する場合の図です。
このような使い方の場合、「1局 2装置」となります。
こういった使用方法の場合はこの図面を適宜お使いになるシステム構成にあわせて作成し、提出してください。

なお、RFID端末のそれぞれが連動していて動作しており、それぞれ単独で動作する可能性がないことが条件です。
(主に据置タイプのみが認められます)

構内無線局については、
告示第381号(昭和61年5月27日)により、
機能上一体となって1の通信系を構成するものである場合、
2以上の送信設備を含めて単一の無線局として
届け出ることができます。
この場合は、システム構成図を作成し、1の通信系で
あることを確認できるように申請します。

8. 書類記載例と注意事項

(委任状⑥)

社内の場合

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

包括委任状というタイトルで2部送付し、
返信用封筒を同封すると1部押印されたものが返却され、
送付した総合通信局では、以降そのコピーを委任状の代わりにできる。

提出又は投函する地域の
総合通信局へ送る。

包括委任状

委任された日を記入

令和元年 6月 2日

関東総合通信局長 殿

委任者

住 所 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
氏 名 日本自動認識システム株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 ジャイサ 太郎

印

(一) 申請者
について記載
代表者の印を
押すこと。

私は、下記のことを代理人と定め、以下の権限を委任します。

記

代理人

住 所 神奈川県横浜市西区南経井沢△丁目△番△号
氏 名 日本自動認識システム株式会社
受任者氏名 研究開発センター
センター長 ジャイサ 次郎

(二) 代理人
について記載

【例】 1. 令和元年6月2日以降について、電波法に基づ
く各種申請・届出の一切の権限。

「年月日以降」
と日付を入れる。
また、委任す
る内容につい
て具体的に記
入し、実際に
委任される権
限等に合わせ
て適宜作成し
てください。

8. 書類記載例と注意事項

(委任状⑥)

別法人の場合

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

包括委任状というタイトルで2部送付し、
返信用封筒を同封すると1部押印されたものが返却され、
送付した総合通信局では、以降そのコピーを委任状の代わりにできる。

提出又は投函する地域の
総合通信局へ送る。

包括委任状

委任された日を記入

令和元年 6月 2日

関東総合通信局長 殿

委任者

住所 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
名称 日本自動認識システム株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 ジャイサ 太郎



(一) 申請者
について記載
代表者の印を
押すこと。

私は、下記のことを代理人と定め、以下の権限を委任します。

記

代理人

住所 兵庫県神戸市中央区相生町◆丁目◆番◆号
氏名 株式会社JAISA
受任者氏名 代表取締役社長 ジャイサ 三郎

別法人の場合
は代理人を
代表取締役と
すること。

【例】 1. 令和元年6月2日以降について、電波法に基づ
く各種申請・届出の一切の権限。

「年月日以降」
と日付を入れ
る。
また、委任す
る内容につい
て具体的に記
入し、実際に
委任される権
限等に合わせ
て適宜作成し
てください。

8. 書類記載例と注意事項

無線局変更等申請(届出)書⑦

複数局をまとめて記載することができます。

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

変更前(免許状に記載されている)の管轄の総合通信局へ送る

印

捺印
(必要であれば)

無線局変更等申請書・届出書
免許状訂正申請書
無線局免許承継届出書
無線局記載事項等変更届出書

提出日もしくは投函日を記入

令和元年10月30日

九州総合通信局長 殿

□電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

□電波法第9条第2項又は第5項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第1項又は第2項の規定により、無線局の無線設備の変更を申請するので、無線局免許手続規則第25条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

無線設備を変更した場合は、ここにチェック

□電波法第17条第2項又は第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

□電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

□電波法第20条第1項又は第2項の規定により、無線局の無線設備の変更を申請するので、無線局免許手続規則第25条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

法人名や住所を変更した場合、ここにチェック

□電波法第21条の規定により、無線局の免許状の訂正を受けたいので、下記のとおり申請します。

□電波法施行規則第43条第1項、第2項又は第3項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

無線設備の常置場所を変更した場合は、ここにチェック

記

1 申請(届出)者

住 所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (101-0032) 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシヤチョウ ジャイサタロウ 日本自動認識システム株式会社 代表取締役社長 ジャイサ 太郎

(一) 申請者
について記載

代表取締役印

※委任状にて代理人の印で申請する場合は不要。

印

8. 書類記載例と注意事項

無線局変更等申請(届出)書⑦ 2

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

代理人	
住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒(220-0002) 神奈川県横浜市西区南郷井沢△丁目△番△号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンター センターチョウ ジャイサジロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター センター長 ジャイサ 次郎 (印)

2 対象となる無線局に関する事項

① 無線局の種別及び局数	機内無線局または陸上移動局	1局
② 識別信号		
③ 免許の番号	九▼第◆◆◆◆◆号	
④ 備考		

3 無線局免許承継に関する事項

- ① 承継に係る無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称
- ② 電波法第5条に規定する欠格事由
☐有 ☒無 ここにチェック
- ③ 添付書類
☐免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面
☐相続人が2人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

4 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンターダイニグループ ジャイサジロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ ジャイサ 四郎
電話番号	□□□-□□□-□□□□
電子メールアドレス	s-jaisa@jaisa.co.jp

代理人が提出する場合のみ
(二)代理人について記載 & 押印。

委任状が必要。
申請者の印で申請する場合は代理人不要。

免許状に記載の内容を記入し、変更する局数を記載する。

免許状に記載されている
免許番号を記入する。

(四) 連絡先について記載

8. 書類記載例と注意事項

変更時事項書及び工事設計書⑧

1局1枚ずつ記載が必要です。
(例:3局なら3枚必要)

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

1 枚目	無線局事項書及び工事設計書	捨印(必要であれば)	局分)
1 免許	ここにチェック	開設 ☒ 変更 ☐ 再免許 ☐	
2 申請			
3 無線局の種類コード		「LO」または「ML」	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由		【例】設備管理に利用するため	
5 法人	ここにチェック	☒ 法人 ☐ 団体 ☐ 個人	
6 住所		〒(101-0032) 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号 電話番号(03) 5825-6651 フリガナニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ジャイサタロウ 日本自動認識システム株式会社 ジャイサ 太郎	
7 氏名又は名称及び代表者氏名		法人名や住所を変更した場合、変更後の内容を記入	
10 運用開始の予定期日		□日付指定: _____ □予備免許の日から _____ 月 _____ 日目の日 □予備免許の日から _____ 日目の日 □免許の日 _____ □日付指定: _____ □予備免許の日から _____ 月以内の日 □免許の日から _____ 月以内の日	
無線設備の常置場所を変更した場合は、ここを記入		□設置場所 ☒ 常置場所 都道府県-市区町村コード () 北海道札幌市中央区南一条西▽丁目▽番▽号	
場所又は常置場所	船舶名		
	主たる停泊港又は定置場		
12 移動範囲		基本コード() 付加コード() 基本コード() 付加コード()	
13 無線局の目的コード		□従たる目的	
14 通信事項コード			
15 通信の相手方			
16 識別信号			
17 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力		【例】G1D 916.8 918.0 919.2 920.4 MHz 1W XXXX-XXXXXX ?????	
無線設備を変更した場合は、ここを記入			
適合表示無線設備の番号			
製造番号			
19 空中線	空中線型式等		
	高さ(m)		
	利得(dBi)		
20 附属装置			
ここにチェック			
21 その他の工事設計		☒ 電波法第三章に規定する条件に合致する。	
22 備考			

構内無線局は「LO」
陸上移動局は「ML」

(一) 申請者
について記載

※免許人名の変更は、
登記簿謄本の添付が
必要です。

(六) 変更後の
常置場所
について記載

使用する機器の
設計認証書または
技術基準適合証明
書を参考に記入

8. 書類記載例と注意事項

再免許申請書⑨_1

複数局をまとめて記載することができます。

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

免許状に記載されている総合通信局へ送る。

九州総合通信局長

申請手数料は1W以下 1局1,950円分の収入印紙が必要です。
印紙には割印をしないでください。

捨印(必要であれば)
提出日もしくは投函日を記入

令和6年1月30日

収入印紙貼付欄

免許有効期間満了6ヶ月～3ヶ月前までに提出する。
※再免許のお知らせ文書などの通知はないので、免許人において再免許時期を管理する。

ここにチェック

- ☐ 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- ☐ 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第18条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- ☒ 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第18条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

記

1. 申請者	
住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒 101-0032 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサタロウ 日本自動認識システム株式会社 代表取締役社長 ジャイサ 太郎 (印)
代理人	
住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒 220-0002 神奈川県横浜市西区南経井沢△丁目△番△号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンター センターチョウ ジャイサジロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター センター長 ジャイサ 次郎 (印)

(一) 申請者について記載

代表取締役印
※委任状にて代理人の印で申請する場合は不要。

代理人が提出する場合のみ
(二) 代理人について記載 & 押印。
委任状が必要。
申請者の印で申請する場合は代理人不要。

8. 書類記載例と注意事項

ここにチェック

- 2 電波法第5条に規定する欠格事由
☐有 ☒無

3 免許又は再免許に関する事項

① 無線局の種別及び局数	構内無線局または陸上移動局 1局
② 識別信号	九▼第◆◆◆◆◆号
③ 免許の番号	令和元年 6月 30日
④ 免許の年月日	令和 9年 6月 30日
⑤ 希望する免許の有効期間	
⑥ 備考	

免許状に記載の内容と局数を記入する。

有効期間を5年以下に希望する場合は年月日を記入

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の申出の有無	☒ 有 または ☒ 無
電波利用料の前納に係る期間	☒ 無線局の免許の有効期間まで前納します（電波法第18条第2項に規定する無線局を除く。）。
	☒ その他（ 3 年）

前納申出が無の場合は毎年電波利用料の納入が必要

該当する方にチェック。「有」の場合、希望する期間をチェック。

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）

☐1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒(540-0033) 大阪府大阪市中央区石町◇丁目◇番◇号
部署名	フリガナケンキュウカイハツセンター ダイイチグループ 研究開発センター 第1グループ

(三)納入告知書類送付先について記載

個人宛に送付できないため、個人名は記載しない

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンターダイニグループ ジャイサシロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ ジャイサ 四郎
電話番号	□□□-□□□-□□□□
電子メールアドレス	s-jaisa@jaisa.co.jp

(四)連絡先について記載

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一)申請者

送付先が本社宛で届く場合はここにチェック

(二)代理人

(三)納入告知書類送付先

(四)連絡先

(五)無線局の常置場所

(六)変更後の常置場所

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

8. 書類記載例と注意事項

免許局廃止届⑩_1

複数局をまとめて記載することができます。

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

免許状に記載されている総合通信局へ送る。

九州総合通信局長 殿

印

捺印(必要であれば)

提出日もしくは投函日を記入

令和 3年6月30日

無線局廃止届出書

電波法第 22 条の規定により、無線局を廃止するので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者

住 所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (101-0032) 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサタロウ 日本自動認識システム株式会社 代表取締役社長 ジャイサ 太郎 印
代理人	
住 所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (220-0002) 神奈川県横浜市西区南軽井沢△丁目△番△号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンター センターチョウ ジャイサジロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター センター長 ジャイサ 次郎 印

(一) 申請者について記載

代表取締役印

※委任状にて代理人の印で申請する場合は不要。

代理人が提出する場合のみ (二) 代理人について記載 & 押印。

委任状が必要。申請者の印で申請する場合は代理人不要。

8. 書類記載例と注意事項

免許局廃止届⑩_2

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(免許局必要書類一覧へ)

2 無線局の廃止に係る事項

① 無線局の種類及び局数	構内無線局または陸上移動局 1局
② 識別信号	
③ 免許の番号	九▼第◆◆◆◆◆号
④ 廃止する年月日	令和 3年 8月 14日
⑤ 備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリ ガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンターダイニグループ ジャイサシロウ ----- 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ ジャイサ 四郎
電話番号	□□□-□□□-□□□□
電子メールアドレス	s-jaisa@jaisa.co.jp

免許状に記載
の内容と局数
を記入する。

廃止する年月
日(未来日)を
記入する。

提出日の翌日
でも構わない
が、電波利用
料が関係してく
るので注意を。
いったん請求
書が発行され
ると支払いが
必要になる。

過去日の廃止
はできない。

(四) 連絡先
について記載

- ・ [包括登録申請書⑪](#)
- ・ [開設届⑫](#)
- ・ [開設局変更届 ⑬](#)
- ・ [包括再登録申請書 ⑭](#)
- ・ [包括登録廃止届 ⑮](#)

下記は免許局必要書類一覧に記載

- ・ [免許状等返信用封筒④](#)
- ・ [（システム構成図）⑤](#)
- ・ [（委任状）⑥](#) [社内の場合](#)、[別法人の場合](#)

8. 書類記載例と注意事項

包括登録申請書⑪_1

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

本社がある地域を管轄している総合通信局へ送る。

関東総合通信局長 殿



捺印(必要であれば)

提出日もしくは投函日を記入

令和 元年 6 月 20 日

収入印紙貼付欄

申請手数料は2,900円分の収入印紙が必要です。印紙には割印をしないでください。

ここにチェック

☒ 電波法第 27 条の 29 第 2 項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第 3 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請者

住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒 (101-0032) 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサタロウ 日本自動認識システム株式会社 代表取締役社長 ジャイサ 太郎

代理人

住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒 (220-0002) 神奈川県横浜市西区南軽井沢△丁目△番△号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンター センターチョウ ジャイサジロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター センター長 ジャイサ 次郎

(一) 申請者について記載

代表取締役印

※委任状にて代理人の印で申請する場合は不要。

代理人が提出する場合のみ (二) 代理人について記載 & 押印。

委任状が必要。申請者の印で申請する場合は代理人不要。

2 電波法第 27 条の 20 第 2 項第 1 号への該当の有無

口有 ☒ 無

ここにチェック

8. 書類記載例と注意事項

包括登録申請書⑪_2

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

3 登録又は再登録に関する事項

① 無線設備の規格	構内無線局または陸上移動局
② 無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	全国または設置可能性ある都道府県名
③ 周波数及び空中線電力	916.8 918.0 919.2 920.4 920.6 920.8 MHz 1W
④ 登録の番号	
⑤ 登録の年月日	
⑥ 希望する登録の有効期間	令和 4年 6月 30日
⑦ 登録の有効期間中に同時に開設されていることとなる無線局の見込数	●●局
⑧ 備考	

構内無線局か陸上移動局のどちらで申請するかを記入する。

設置または移動範囲を記入する。

有効期間を5年以下に希望する場合は年月日を記入

開設見込み数を記入

(三) 納入告知書類送付先について記載

個人宛に送付できないため、個人名は記載しない

(四) 連絡先について記載

4 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）

□1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (540-0033) 大阪府大阪市中央区石町◇丁目◇番◇号
部署名	フリガナ ケンキュウカイハツセンター ダイイチグループ 研究開発センター 第1グループ

送付先が本社宛で届く場合はここにチェック

5 申請の内容に関する連絡

所属、氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンターダイニグループ ジャイサシロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ ジャイサ 四郎
電話番号	□□□-□□□-□□□□
メールアドレス	s-jaisa@jaisa.co.jp

8. 書類記載例と注意事項

包括登録申請書⑪_3

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

1 法人団体個人の別	□法人 □団体 □個人	
2 住 所	都道府県－市区町村コード ()	
	〒 () - ()	
	電話番号 () - ()	
3 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	
4 運用開始の予定期日		
5 希望する登録の有効期間		
6 開設の目的	【例】設備管理に利用するため	
7 無線設備の常置場所	都道府県－市区町村コード ()	
	〒 () - ()	
8 無線設備の工事設計の内容	識別符号	
	適合表示無線設備の番号	
	製造番号	
	空中線の利得	
	指向方向	
9 備考		

開設の目的を記入する。

8. 書類記載例と注意事項

開設届⑫_1

複数局をまとめて記載することができます。

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

常置場所の地域を管轄している通信局へ送る。

九州総合通信局長 殿

登録局の開設又は変更届出書

印

捺印(必要であれば)

提出日もしくは投函日を記入

令和元年7月30日

☒電波法第 27 条の 31 の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。
☐電波法第 27 条の 32 の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

ここにチェック

記

1. 届出者

住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒(101-0032) 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシヤチョウ ジャイサタロウ 日本自動認識システム株式会社 代表取締役社長 ジャイサ 太郎 印

(一) 申請者について記載

代表取締役印

※委任状にて代理人の印で申請する場合は不要。

代理人

住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒(220-0002) 神奈川県横浜市西区南青井沢△丁目△番△号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンター センターチョウ ジャイサジロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター センター長 ジャイサ 次郎 印

代理人が提出する場合のみ (二) 代理人について記載 & 押印。

委任状が必要。申請者の印で申請する場合は代理人不要。

8. 書類記載例と注意事項

開設届⑫_2

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

2 包括登録に係る無線局の開設に係る事項

① 登録の番号	関括▼第■■■号
② 登録局を開設した日、又は当該登録局に係る事項を変更した日	令和元年 7月 20日
③ 運用開始の期日	令和元年 7月 20日
④ 無線設備の設置場所又は常置場所	都道府県-市区町村コード [] 福岡県福岡市南区五十川◎丁目◎番◎号
⑤ 移動範囲	全国
⑥ 無線設備の工事設計の内容	
識別符号	
適合表示無線設備の番号	【例】001-△□○□□□, 001-○□△□□□
無線設備の製造番号	【例】1234567~1234569, 1234571
空中線の利得	
指向方向	
⑦ 開設した無線局数	4局
⑧ 備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンターダイニグループ ジャイサシロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ ジャイサ 四郎
電話番号	□□□-□□□-□□□□
電子メールアドレス	s-jaisa@jaisa.co.jp

登録状記載の内容を記入する。

今回分の無線機を使用した日を記入する。
届出はこの日から15日以内に提出すること。

(五) 無線局の常置場所について記載。
※ 申請住所と同一の場合は記入不要。

使用する機器の設計認証書または技術基準適合証明書を参考に記入する。

今回の開設局数を記入する。

(四) 連絡先について記載

8. 書類記載例と注意事項

開設局変更届⑬_1

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

変更前の管轄の総合
通信局へ送る。

九州総合通信局長 殿

印

捺印(必要であれば)

提出日もしくは投函日を記入

令和 元年10月30日

登録局の開設又は変更届出書

□電波法第 27 条の 31 の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。

☑電波法第 27 条の 32 の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

ここにチェック

記

1 届出者

住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒(101-0032) 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシヤチョウ ジャイスатарウ 日本自動認識システム株式会社 代表取締役社長 ジャイサ 太郎 印

(一) 申請者
について記載

代表取締役印

※委任状にて
代理人の印で
申請する場合
は不要。

代理人

住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒(220-0002) 神奈川県横浜市西区南青井沢△丁目△番△号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンター センターチョウ ジャイスアジロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター センター長 ジャイサ 次郎 印

代理人が提出
する場合のみ
(二) 代理人
について記載
& 押印。

委任状が必要。
申請者の印で
申請する場合
は代理人不要。

8. 書類記載例と注意事項

開設局変更届⑬_2

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

2 包括登録に係る無線局の開設に係る事項

① 登録の番号	関括▼第■■■号
② 登録局を開設した日、又は当該登録局に係る事項を変更した日	令和元年 10月 29日
③ 運用開始の期日	令和元年 10月 29日
④ 無線設備の設置場所又は常置場所	北海道札幌市中央区南一条西▽丁目▽番▽号
無線設備の常置場所を変更した場合は、ここを記入	
識別符号	
適合表示無線設備の番号	【例】002-△□○□□□□
無線設備の製造番号	【例】A1234567
無線設備を取り替えた場合、ここを記入	
⑦ 開設した無線局数	
⑧ 備考	【例】変更前製造番号 R12778891

登録状記載の内容を記入する。

無線機を変更した日を記入する。

(六) 変更後の常置場所について記載

使用する機器の設計認証書または技術基準適合証明書を参考に記入する。

変更前の無線機の情報を記入する。

(四) 連絡先について記載

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンターダイニグループ ジャイサシロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ ジャイサ 四郎
電話番号	□□□-□□□-□□□□
電子メールアドレス	s-jaisa@jaisa.co.jp

8. 書類記載例と注意事項

包括再登録申請書⑭_1

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

登録状に記載されている総合通信局へ送る。

無線局包括登録(包括再登録)申請書

捨印(必要であれば)

提出日もしくは投函日を記入

令和 6 年 4 月 20 日

収入印紙貼付欄

申請手数料は1W以下 1局1,850円分の収入印紙が必要です。
印紙には割印をしないでください。

☒ 無線局免許手続規則第 25 条の 19 第 1 項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

ここにチェック

記

登録有効期間満了3ヶ月～1ヶ月前までに提出する。
※再登録のお知らせ文書などの通知はないので、登録人において再登録時期を管理する。

(一) 申請者について記載

代表取締役印
※委任状にて代理人の印で申請する場合は不要。

代理人が提出する場合のみ
(二) 代理人について記載 & 押印。
委任状が必要。
申請者の印で申請する場合は代理人不要。

1 申請者

住 所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (101-0032) 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサタロウ 日本自動認識システム株式会社 代表取締役社長 ジャイサ 太郎 (印)

代理人

住 所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (220-0002) 神奈川県横浜市西区南軽井沢△丁目△番△号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンター センターチョウ ジャイサジロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター センター長 ジャイサ 次郎 (印)

2 電波法第 27 条の 20 第 2 項第 1 号への該当の有無

口有 ☒ 無

ここにチェック

8. 書類記載例と注意事項

包括再登録申請書⑭_2

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

送付先が本社宛で届く場合はここにチェック

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

3 登録又は再登録に関する事項

① 無線設備の規格	構内無線局または陸上移動局
② 無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	
③ 周波数及び空中線電力	
④ 登録の番号	関括▽第■■■号
⑤ 登録の年月日	令和元年 6月 30日
⑥ 希望する登録の有効期間	令和 9年 6月 30日
⑦ 登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数	●●●局
⑧ 備考	●局

登録状に記載の内容を記入

有効期間を5年以下に希望する場合は年月日を記入

有効期間内において開設する見込み数を記入
(現在の開局数+今後の開設見込み数)

今後の開設見込み数のみ記入。

(三) 納入告知書類送付先について記載

個人宛に送付できないため、個人名は記載しない

(四) 連絡先について記載

4 電波利用料納入告知書送付先(法人の場合に限る。)

□1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒 (540-0033) 大阪府大阪市中央区石町◇丁目◇番◇号
部署名	フリガナ ケンキュウカイハツセンター ダイイチグループ 研究開発センター 第1グループ

5 申請の内容に関する連絡

所属、氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンターダイイチグループ ジャイサシロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ ジャイサ 四郎
電話番号	□□□-□□□-□□□□
メールアドレス	s-jaisa@jaisa.co.jp

8. 書類記載例と注意事項

包括登録廃止届⑮_1

複数局をまとめて記載することができます。

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

個別に指定して廃止する場合は常置場所を管轄している総合通信局へ送る。
全局廃止する場合は登録状に記載されている総合通信局へ送る。

印

捺印(必要であれば)

提出日もしくは投函日を記入

令和 3 年 8 月 30 日

九州総合通信局長
または
関東総合通信局長

登録局廃止届出書

電波法第 27 条の 26 第 1 項の規定により、登録局を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒(101-0032) 東京都千代田区岩本町1丁目9番5号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ジャイサタロウ 日本自動認識システム株式会社 代表取締役社長 ジャイサ 太郎 印

代理人

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒(220-0002) 神奈川県横浜市西区南軽井沢△丁目△番△号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンター センターチョウ ジャイサジロウ 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター センター長 ジャイサ 次郎 印

(一) 申請者
について記載

代表取締役印

※委任状にて
代理人の印で
申請する場合
は不要。

代理人が提出
する場合のみ
(二) 代理人
について記載
& 押印。

委任状が必要。
申請者の印で
申請する場合
は代理人不要。

8. 書類記載例と注意事項

包括登録廃止届⑮_2

赤枠内必須事項

青枠内選択事項

破線内は必要に応じて

(一) 申請者

(二) 代理人

(三) 納入告知書類送付先

(四) 連絡先

(五) 無線局の常置場所

(六) 変更後の常置場所

注意事項等

(登録局必要書類一覧へ)

2 登録局の廃止に係る事項

① 廃止した年月日	令和 3年 8月 14日
② 登録の番号	関括▼第◆◆◆◆号
③ 無線設備の製造番号	【例】1234567
④ 包括登録に係る全ての登録局を廃止したときは、その旨	全局廃止

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ ニホンジドウニンシキシステムカブシキガイシャ ケンキュウカイハツセンターダイニグループ ジャイサシロウ ----- 日本自動認識システム株式会社 研究開発センター 第2グループ ジャイサ 四郎
電話番号	□□□-□□□-□□□□
電子メールアドレス	s-jaisa@jaisa.co.jp

(四) 連絡先
について記載

廃止した年月日
(過去日)を記入する。

電波利用料が関係してくるので注意してください。
いったん請求書が発行されると支払いが必要になります。

未来日での廃止はできない。

登録状に記載の内容を記入

登録している無線機を指定して廃止する場合は③に廃止する無線機の製造番号又は識別信号を記入する。

登録している全ての無線機を廃止する場合は④を記入する。

但し全局廃止をした場合、登録番号も廃止されるので注意してください。

無線従事者制度、主任無線従事者制度は総務省の下記webサイトに情報があります。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/operator/>

無線従事者制度の概要

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/jyujisha/seido/index.html>

その他のwebサイトより

Q: 無線従事者制度とは？

A: 「無線従事者」とは、無線設備を操作したり監督をしたりするために総務大臣の免許を受けたものをいいます。無線設備の操作を誤ると他の重要な通信に混信や妨害を与えることになるため非常に危険です。

このため携帯電話やパーソナル無線など一部の簡易な無線設備以外の無線設備を操作する場合に無線従事者の資格が必要となり、もし無資格で操作すると電波法違反で罰せられます。

ただし、資格が必要な無線設備でも、[主任無線従事者](#)の監督を受ければ無資格者でも操作が可能となります。

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/dempa/juujisha/001.html> （近畿総合通信局）

Q: 主任無線従事者制度とは？

A: 電波法第39条（無線設備の操作）第1項に規定されている主任無線従事者制度により、無線従事者の資格を有しない者であっても、その無線局の免許人から選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下であれば、無線設備の操作を行うことができるとされています。ただし、この主任無線従事者は、その職務に鑑み、選任の日から6ヶ月以内及び講習を受けた日から5年以内ごとに主任無線従事者講習を受講することが義務づけられています。

<http://www.nichimu.or.jp/shunin/pdf/shunin31.pdf> （公益財団法人 日本無線協会）

包括登録申請だけでは、無線局はご利用できません。
無線局登録状を受領後、無線局の開設（利用開始）から15日以内に、
開設届の提出が必要です。
開設届の提出を忘れると、法令違反となりますので、
必ず開設（利用開始）後に提出をお願いします。

構内無線局の使用は、構内（建物や敷地の中）に限られます。
マラソン大会などで路上で使用することはできません。
また、車両などでの移動しながらの使用もできません。
使用されますと法令違反となります。

（注）上記の利用の場合は、陸上移動局をお選びください（全国移動が可能なため、常置場所の変更届の必要がありません）。

構内無線局（登録局）のレンタル業者の方は、運用の特例届の提出が必要です。
詳しくは下記を参照してください。

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/konai/youshiki.html#t1>

構内無線局（免許局）のレンタルはできません。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000280374.pdf

レンタルに関しては、陸上移動局も同様です。

Q: 申請書の収入印紙に割印は必要？

A: 申請書に収入印紙を割印等せずに貼ってください。

(注) 印紙税納付計器による納付印又は都道府県が発行している収入証紙は使用できません。

Q: 免許局の再申請をしたけど、まだ免許状が届かない

A: 現免許の有効期限満了の1ヶ月以内に発送されます。登録局も同様です。

Q: 設置場所と常置場所の違いは？

A: 設置場所は移動できない無線局（通常の携帯電話基地局等）に対しての場所であり、常置場所は移動できる無線局に対しての場所となります。
よってRFIDの機器は通常、常置場所となります。

Q: 陸上移動局の常置場所はどこにすればよい？

A: 免許人・登録人が存在する場所で、リーダーを主に置いている住所

(注) 免許人・登録人が引っ越し等で常置場所からなくなった場合は
変更申請（届）もしくは廃止届してください。

Q: 機器を修理した場合どうすればよい？

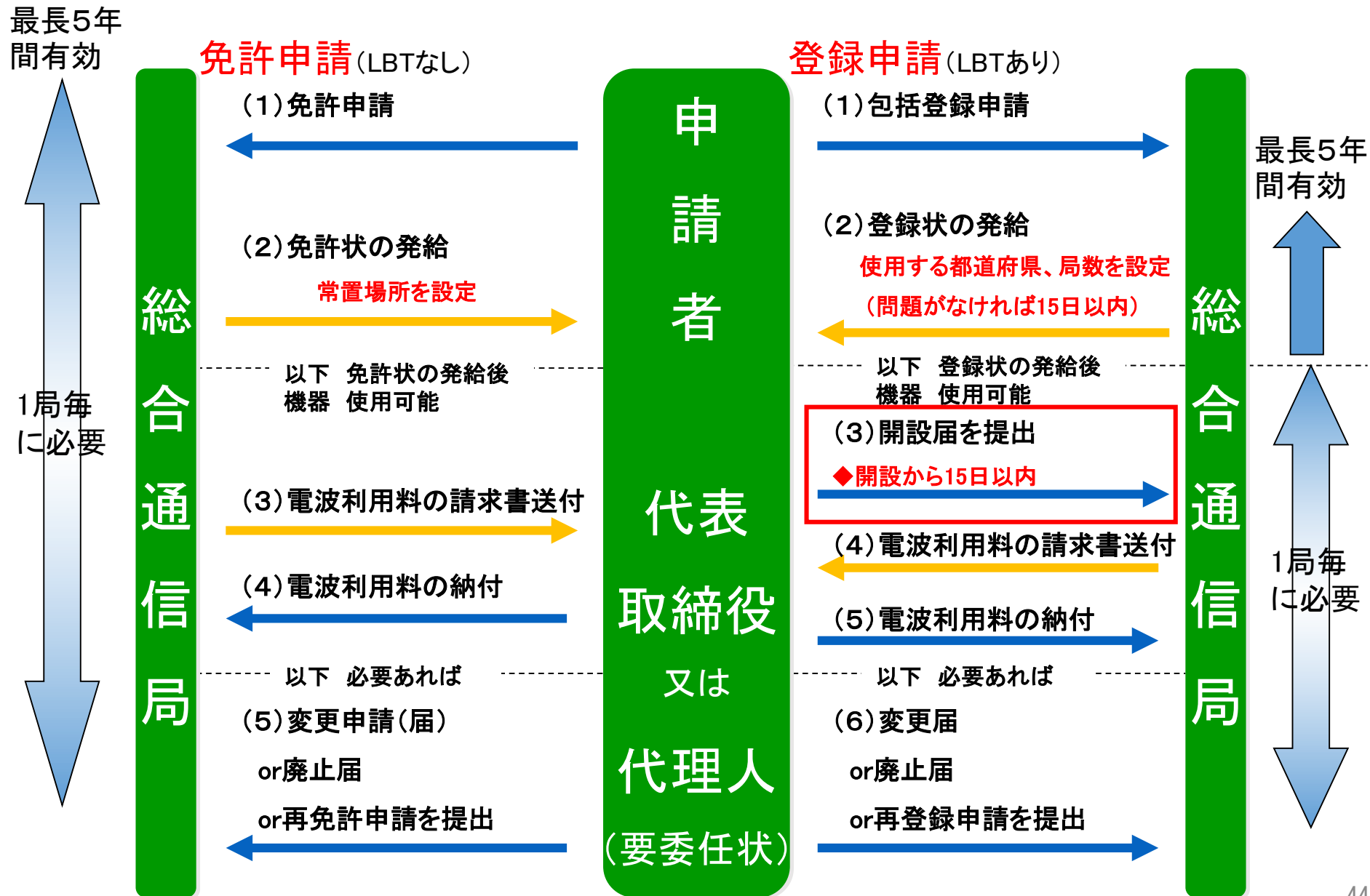
A: 機器の認証番号やシリアル（製造）番号が変わる場合は変更申請（届）を提出してください。

Q: 免許局・登録局の再免許・再登録のお知らせ文書などの通知が来ますか？

A: 通知はございませんので、ご自身で再免許時期を管理してください。

Q: 構内無線局をドローンに乗せて使用可能ですか？

A: 構内無線局の解釈として当たるものがないため、使用は不可です。



免許制度	免許局			登録局		
	費用	必要書類	申請場所	費用	必要書類	申請場所
申請時	3,550円 (電子申請 2,550円)	・免許申請書① ・事項書及び工事設計書② ・ 【陸のみ】無線従者選任届③ ・免許状返信用封筒④ ・(システム構成図⑤) ・(委任状⑥)	常置場所の地域を 管轄している総合 通信局	2,900円 (電子申請 2,150円)	・包括登録申請書⑪ ・登録状返信用封筒④ ・(委任状⑥)	本社がある地域 を管轄している総 合通信局
開設時	上記に 含まれる	上記に 含まれる	上記に 含まれる	不要	・開設届⑫ ・(システム構成図⑤) ・(委任状⑥)	常置場所の地域 を管轄している総 合通信局
電波利用 料(年間)	400円／1局	請求書	請求書記載の方法 で支払	400円／1局	請求書	請求書記載の方 法で支払
移動時	不要	陸上移動局：不要 構内無線局： ・無線局変更申請(届)書⑦ ・事項書及び工事設計書⑧ ・免許状返信用封筒④ ・(委任状⑥)	陸上移動局：不要 構内無線局： 変更 前 の(免許状に記 載されている)管轄 の総合通信局	不要	陸上移動局：不要 構内無線局： ・開設局変更届⑬ ・(委任状⑥)	陸上移動局：不 要 構内無線局： 変 更前 の地域を管 轄している総合 通信局
再申請時	1,950円 (電子申請 1,500円)	・再免許申請書⑨ ・免許状返信用封筒④ ・(委任状⑥)	免許状に記載され ている総合通信局	1,850円 (電子申請 1,400円)	・包括再登録申請書⑭ ・登録状返信用封筒④ ・(委任状⑥)	登録状に記載さ れている総合通 信局
廃止時	不要	・免許局廃止届⑩ ・(委任状⑥)	免許状に記載され ている総合通信局	不要	・包括登録廃止届⑮ ・(委任状⑥)	登録状に記載さ れている総合通 信局

費用は変更する可能性がありますので、都度ご確認ください。(電波利用料は少なくとも3年ごと)

免許制度	免許局			登録局		
	費用	必要書類	申請場所	費用	必要書類	申請場所
申請時	3,550円 (電子申請 2,550円)	・【構】免許局廃止届⑩ ・【陸】免許申請書① ・【陸】事項書及び工事設計書② ・【陸】無線従者選任届③ ・【陸】免許状返信用封筒④ ・(委任状⑥)	常置場所の地域を 管轄している総合 通信局	2,900円 (電子申請 2,150円)	・【陸】包括登録申請書⑪ ・登録状返信用封筒④ ・(委任状⑥)	本社がある地域 を管轄している総 合通信局
開設時	上記に 含まれる	上記に 含まれる	上記に 含まれる	不要	●全局変更の場合 ・【構】包括登録廃止届⑬ ・(委任状⑥)	登録状に記載さ れている総合通 信局
					・【陸】開設届⑬ ・(委任状⑥) ●各局変更の場合 ・【構】包括登録廃止届⑬ ・【陸】開設届⑬ ・(委任状⑥)	常置場所の地域 を管轄している総 合通信局

費用は変更する可能性がありますので、都度ご確認ください。(電波利用料は少なくとも3年ごと)

RFID機器の仕様、性能、設置・運用等に関し、設計・製造業者、及び専門業者と第三者との間に紛争が生じた場合には、あくまで当事者間で解決を図ることとし、(一社)日本自動認識システム協会は当該紛争に関し、一切責任を負わないものとする。

作成委員

RFID技術グループ 無線局申請ガイドライン作成WG

	会社名(順不同)	委員名(敬称略)
座長	大日本印刷(株)	山田
委員	(株)サイレンスネット	三上
委員	(株)RFIDアライアンス	小林
委員	(株)ヴェスト	伊藤
委員	高圧ガス工業(株)	木村
委員	高圧ガス工業(株)	児玉
委員	サトーホールディングス(株)	吉田
委員	(株)デンソーウェーブ	渡辺
委員	凸版印刷(株)	太田
委員	(一財)流通システム開発センター	浅野
事務局	(一社)日本自動認識システム協会	後藤
事務局	(一社)日本自動認識システム協会	西村

令和元年12月 初版 (Ver.1.0) 発行

発行者 : 一般社団法人 日本自動認識システム協会
〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-9-5 FKビル7F
TEL 03-5825-6651(代表) FAX 03-5825-6653
HP <https://www.jaisa.or.jp/>

作成者 : RFID技術グループ 無線局申請ガイドライン作成WG

お願い

本書は、(一社)日本自動認識システム協会(JAISA)の著作物です。
無断での掲載、転載、配信等に関しましては、ご遠慮願います。